



災害活動支援用寄付金活用事業

災害ボランティア活動支援費
ご利用の手引き

【お問い合わせ】

宮古市ボランティア・市民活動センター

Tel:0193-77-3061

E-Mail:vc-saigai@miyako-shakyo.or.jp



宮古市社協 HP

どんな制度？

昨今、地震や台風、大雨等の自然災害が全国で多発しています。被災地では、復興に向けた災害ボランティア活動が重要な役割を果たしています。

この制度は、宮古市外で災害が発生し、市民の方が災害ボランティアとして現地で活動するためにかかる経費を支援し、災害ボランティアへ参加しやすい環境づくりを目的とした制度です。

※宮古市社会福祉協議会に寄せられた災害活動支援用寄付金を財源として運用しています。

対象となる方

以下の全てに当てはまる方が対象です。

- (1) 宮古市に住所を有する 15 歳から 39 歳までの方で、市外の被災地に設置された災害ボランティアセンターを通じて被災者支援活動を行う方。
- (2) 個人でボランティアに参加する方。(学校や職場、団体で参加する場合を除く)
- (3) 宮古市ボランティア・市民活動センターに登録している方。(申請時の登録も可)

対象となる経費 (上限額: 県内 30,000 円/県外 50,000 円)

- (1) 現地までの交通費のうち、以下の実費分 (上限額: 県内 5,000 円/県外 20,000 円)
 - (ア) 公共交通機関 (バス、電車、新幹線等) の運賃
 - (イ) レンタカーの利用料
 - (ウ) 自家用車での移動にかかるガソリン代
- (2) 現地での活動に係る食費、雑費等 (1 日 1,500 円×活動日数)
- (3) 現地での宿泊費 (1 日 2,000 円×宿泊数)

経費の一例 (県外で 2 泊 3 日の活動の場合)

・ガソリン代: 7,200 円

(片道 180 円/L×20L=3,600 円)

・食費・雑費: 4,500 円

(1,500 円/日×3 日)

・宿泊費: 4,000 円

(2,000 円/泊×2 泊)

申請額

7,200 円+4,500 円+4,000 円 = 15,700 円

ご利用の手順

①申請

下記の必要書類を準備し、宮古市社会福祉協議会の窓口にて申し込みください。

申請に必要な書類

- ・災害ボランティア活動支援費交付申請書(宮古市社協 HP または窓口にてお渡します。)
- ・身分証明書(住所、氏名及び生年月日が確認できるもの)
- ・支援費の振込先が分かる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- ・交通費の概算額が分かる書類(運賃表、レンタカーの料金表など)



②審査、決定、振込み

本会にて審査を行い、決定の可否を E メールにてご連絡いたします。
決定後、5 日を目安に指定した口座に支援費をお振込みします。



③現地での活動

被災地でボランティア活動を行っていただきます。現地の災害ボランティアセンターより、ボランティア活動証明書等を発行いただいでください。
また、対象経費に関わるレシート、領収書は必ず保管してください。



④終了後の報告、精算

活動終了後、2 週間以内に活動報告及び精算を行い、終了となります。

活動報告に必要な書類

- ・災害ボランティア活動支援費報告書
 - ・災害ボランティア活動支援費精算書
 - ・ボランティア活動証明書または災害ボランティアセンターの名札(災害ボランティアセンターより発行)
 - ・交通費、食費、宿泊費(実費分)を示す書類(レシート、領収書など)
- 宮古市社協 HP よりダウンロードできます。

こんな時どうする？ Q&A

- Q 対象となるボランティア活動はどのように判断すればよいですか？
- A 被災地の災害ボランティアセンターを通じた活動が対象となります。災害ボランティアセンターの設立の有無は、全社協被災地支援・災害ボランティア情報 HP(<https://www.saigaivc.com/>)または被災地社協の HP や SNS をご確認ください。また、ボランティア募集の対象が被災地域の住民に限定されている場合がありますので、事前に確認をお願いいたします。
- Q 一度の災害で複数回申請することは可能ですか？
- A できません。一度の災害につき 1 回のみ申請となります。
- Q 窓口へ行かず、Eメールのみの申請も可能ですか？
- A ボランティア登録や保険加入手続きのため、原則窓口へお越しいただきます。既に現地入りしており来所が難しい場合はご相談ください。
- Q 学生は利用できますか？
- A 利用できます。ただし、高校生及び 18 歳未満の方は保護者の方の同意を得た上で申請してください。
- Q 高校生が 40 歳以上の保護者と同伴で活動する場合、保護者は申請することは出来ますか？
- A 保護者が 40 歳以上の場合、助成金申請の対象外となります。
- Q 複数名で活動する場合、全員が申請することができますか？
- A 申請できます。ただし、学校や職場など、所属団体を通じた活動の場合は対象外となります。
- Q ボランティア活動を行う上で、保険への加入は必要ですか？
- A 必ずボランティア活動保険への加入が必要です。
原則、宮古市社会福祉協議会の窓口にて加入手続きをしてください。既に現地入りしている場合は、被災地の災害 VC にて確実に加入手続きを行ってください。
- Q 交通費が申請額よりも多くかかった場合、差額を交付してもらうことは可能ですか？
- A 可能です。活動報告書の提出のとき、実際に使用した金額が分かるレシートや領収書を提出してください。ただし、上限額がありますのでご注意ください。
- Q 現地までの交通費のうち、高速道路の利用料金は含まれますか？
- A 含めることは可能です。災害時はボランティア車両の高速道路無料措置が実施されている場合がありますので、確認してからご利用ください。
- Q 宿泊費が 1 日 2,000 円では足りません。加算してもらえますか？
- A この制度は、あくまで費用の一部を助成するものですので、差額をご自身で負担いただくようお願いいたします。
- Q 被災地で活動を行うために軍手やタオルを購入しました。この費用は含まれますか？
- A 含まれます。ボランティア活動を行うために必要な物品は費用に含めて構いません。